

公共施設の使用料の見直しを検討中です

公共施設の更新問題⑤

負担に見合ったサービスの提供と公平性の確保

公民館施設やスポーツ施設など、公共施設の利用者の皆さんに負担いただいている「使用料」は、より多くの皆さんに公共施設を快適に利用いただけるように維持・管理していくための貴重な財源です。

負担に見合った施設サービスの提供と、施設を「利用される方」と「利用されない方」との公平性、公正性を確保するため、平成28年4月から公共施設の使用料の見直しを行う予定です。今月号では、現在までの検討内容の概要をお知らせします。

図検査管財課(千代田庁舎)

適切な負担割合で設定

公共施設における行政サービスの種類は、ほとんどの市民が利用する公益性の高いもの、民間による提供が可能なもの、市民によって必要性が異なるものなど、施設によって性質が異なります。こうした施設の性質を踏まえ、利用者に負担いただく割合と税金で負担いただく割合を整理し、適切な料金を設定するとともに、使用料の免除・減額制度、現在は無料となっている施設の有料化など、統一的な基準により公平性・公正性を確保します。

使用目的(使いみち)に着目

現在の使用料には、同じ規模の会議室でも施設によって料金が異なったり、野球場も施設によって料金が異なるなど、使いみちが似ているにもかかわらず、料金に差があるものが多くあります。

そのための、貸出施設の使用料は、利用者の使いみちに応じた同じ程度の料金になるように、維持管理費などの状況から施設の種類のことに面積あたりの標準的な単価を算出し、料金を設定します。

減額制度等の大幅な見直し

今回の見直しによる使用料の免除・減額については、市の主催事業など公共性が極めて高いものに限って全額免除とし、これ以外の自治会や各種団体などの利用にあたっては、団体の構成や利用目的に応じ、減額(2分の1)とする予定です。

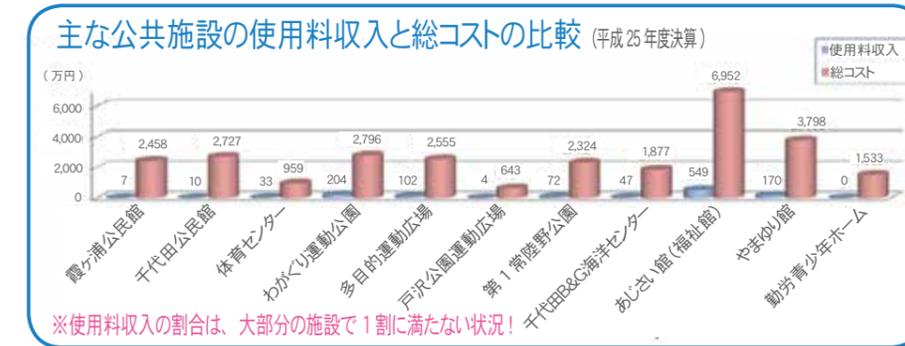
これによって、これまで免除(実質無料)としていた団体などが利用する場合、使用料の半額または全額を負担いただくケースが発生することになります。また、営利目的での利用の場合、利用方法によって2倍または5倍の料金とします。

市内外の料金を統一

現在、市内・市外といった異なる料金設定としている施設がありますが、広域的な利用による交流促進、稼働率向上による有効活用といった観点から、市民ではない場合の割り増し設定はしないこととします。これによって、市民の利用が不利にならないように、優先的に予約を受け付けるなどの対応を設けます。

減額制度による使用料の計算例

◆市内の公共的団体が霞ヶ浦公民館の講座室(64㎡)を10人で3時間、団体の活動目的に沿って利用する場合
 【通常料金】
 時間単価 450円×3時間=1,350円
 【減額制度適用】
 1,350円(通常料金)×1/2≒670円
 ※1人当たりの使用料：67円



使用料の見直し(案)の一部

体育施設は、面積や競技種目を参考に料金を統一

野球グラウンドの場合(1時間当たり)		バレーボールコートの場合(1時間当たり)	
現行(換算額)	改正案	現行(換算額)	改正案
◆多目的運動広場の広場(半面) 施設使用料 720円 照明使用料 1,620円	→ 同一料金に! 施設使用料 600円 照明使用料 1,800円 ※照明使用料は、減額制度対象外	◆体育センター体育館(半面) 施設使用料 298～748円 照明使用料 320円	→ 同一料金に! 施設使用料 400円 照明使用料 300円 ※照明使用料は、減額制度対象外
◆第1常陸野公園野球場(全面) 施設使用料 323～648円 照明使用料 3,997～9,288円		◆わかぐり運動公園体育館(半面) 施設使用料 322～647円 照明使用料 320円	

会議室などは、面積や建物の状態に応じ設定

現行(換算額)	改正案
◆働く女性の家 講習室(60㎡)無料	→ 400円 (老朽化など考慮)
◆大塚ふれあいセンター 集会室(94㎡)383円	→ 570円 (激変緩和考慮)
◆霞ヶ浦公民館(あじさい館) 会議室3号(34㎡)283円	→ 240円
◆千代田公民館 大会議室C(51㎡)198円	→ 290円 (老朽化など考慮)

料金は1時間単位で設定

- ◆時間帯による料金設定を1時間単位の料金設定に変更
これまで、午前・午後・夜間といった時間帯による料金設定がほとんどですが、今後は1時間単位の料金設定とし、使用する時間分の料金を負担いただきます。
- ◆一人当たりの使用料(入館料等)も見直し
- ◆あじさい館の浴室は、無料だった高齢者なども有料化
65歳以上・小中学生：無料→100円
未就学児：無料→50円
- ◆1回当たりの料金のほかに、お得な定期料金を設定
働く女性の家、やまゆり館、あじさい館のトレーニング設備の利用には、3カ月・6カ月などの定期料金も設定

使用料の見直し予定施設

- 働く女性の家
- 勤労青少年ホーム
- 大塚ふれあいセンター
- 地域福祉センターやまゆり館
- 農村環境改善センター
- 民家園
- あゆみ庵
- 歩崎公園ビジターセンター
- 交流センター(調理実習室)
- あじさい館(福祉館、霞ヶ浦公民館)
- 千代田公民館
- 多目的運動広場
- 戸沢公園運動広場
- 体育センター
- わかぐり運動公園
- 第1常陸野公園
- 千代田B&G海洋センター
- 学校体育施設開放

使用料の見直し(案)の説明会を開催予定

使用料の見直しの必要性や改正案をご理解いただくため、説明会を計画しています。市民の皆さんから使用料や施設に関するご意見などをお聞きしたうえで、使用料改定などの条例を議会に提案します。詳しい日程は、広報誌お知らせ版(10月5日発行)でお知らせする予定です。

公共施設等のある方に関する地域懇談会のお知らせ

ワークシヨップの参加者募集
 将来を見通した公共施設のあり方を市民の皆さんと考えるため、第1回の地域懇談会を6月に開催しました。第2回からはワークシヨップ形式で、地域的な施設のあり方の話し合いを進めていきます。公共施設の利用の有無に関わらず、より多くの皆さんのご応募をお待ちしています。

開催予定日

10月31日(日)、11月22日(日)、12月13日(日)(各半日程度)
 ※3日とも参加できる方
 ※会場は市内公共施設を予定

応募方法

はがき、ファックス、電子申請のいずれかにより、題名をワークシヨップ参加申込みとし、住所、氏名、年齢、電話番号、お住まいの小学校区を記入し、10月5日(日)必着までに応募ください。申込み多数の場合は、抽選とさせていただきます。

申込先

かすみがうら市検査管財課
 〒315-8512 上土田461
 FAX 02999-59-2130
 電子申請 市ホームページ↓くらし・手続き↓いばら

